

保険

個人会員のリスクに対する補償をご提供します。

<第三者に対する賠償保険>

施設：会員登録住所の施設による事故や、施設の用法に伴う仕事の遂行による対人・対物事故を補償します。

生産物：被保険者が行った仕事により提供する、被保険者の占有を離れた財物に起因する対人・対物事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

受託物：会員登録住所の施設内で保管または管理する他人の財物が、偶然な事故により、保険期間中に損壊し、紛失または盗取されたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

補償内容		保険金額	期間中保険金額	自己負担額
業務遂行中の補償	施設	一事故 1 億円	-	0 円
業務結果の補償	生産物 (PL)	一事故 1 億円	10 億円	0 円
受託財物の補償	受託	一事故 1,000 万円	1,000 万円	一事故 1 万円

<傷害総合保険（交通傷害型）>

運行中の乗物（自動車、自転車、原動機付自転車、電車、航空機、船舶など）との衝突・接触等の交通事故、運行中の乗物に搭乗している間の事故、乗物の乗降場内（改札口内など）での事故および乗物の火災による急激、偶然、外来の事故により被保険者（保険の対象となる方）がケガをされた場合に限り、保険金をお支払いします。

補償内容	保険金額
死亡	200 万円
後遺障害 (傷害の程度に応じて死亡保険金の 4%～100%)	8 万円～200 万円

※交通事故傷害危険のみ補償特約セット

保険の付帯サービス

① 24 時間電話健康相談



- 医師、保健師、助産師、看護師などキャリアのある相談スタッフが 24 時間・年中無休体制で健康・医療・介護、育児のご相談に応じます。
- 夜間・休日の医療機関をご案内いたします。
- ご本人とご家族（配偶者及び被扶養者）が無料で相談できます。
- 女性に多い病気や妊娠・出産および更年期障害等、ご希望のかたは女性の相談スタッフ（医師、保健師、看護師など）がお電話でアドバイスします。

相談事例

- ・病院に行くほどでもないがなんとなく調子が悪い・・・
- ・夜中に子供が急な発熱をした

詳しくはこちら



② 電話による社労士労務士無料相談



- 健康保険、労災保険、厚生年金保険などの「ケガや病気、休業や障害に関わる給付」について、補助金やハラスメントに関するご相談できます。

相談事例

- ・業務上のケガで長期療養になりそう、そして障害も残りそう・・・
- ・労災治療をうけているが、病院を変更したい・・・

詳しくはこちら



③ 弁護士事務所による無料法律相談



- 取引先や顧客とのトラブル、さらに日常生活上のトラブルなど、電話で法律に関する相談ができます。

相談事例

- ・契約書を作成・検討するため、記載内容を相談したい
- ・プライベートな問題（相続や離婚など）を相談したい

詳しくはこちら



※会員向け補償制度の引受保険会社は AIG 損害保険株式会社です。

※当協会は、保険会社との保険契約に基づき、当協会の一般会員に対して補償を提供します。

※会員資格取得月の 1 日 0 時以降に発生した事故が補償対象となります。なお、補償の内容は、当協会と引受保険会社との保険契約に基づき確定するため、次年度（2026 年 6 月 1 日 16 時）以降、変更になる可能性があります。

※保険金をお支払いできる、しない主な場合については、協会よりメールで送付する、「個人会員様向けの補償制度のご案内」をご確認ください。